

平成26年2月5日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成25年(ホ)第2799号 否認権行使等請求控訴事件 (原審・大阪地方裁判所平成24年(ワ)第9262号)

口頭弁論終結日 平成25年11月26日

判 決

東京都中央区東日本橋2丁目16番4号

控訴人 (第1審被告)	クロスシード株式会社
同代表者代表取締役	五十嵐 信
同訴訟代理人弁護士	嶋 田 雅 弘
同	鈴 木 良

大阪市北区中之島2丁目2番2号大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所

被控訴人 (第1審原告)	破産者株式会社クラヴィス破産管財人
	小 松 陽 一 郎
同訴訟代理人弁護士	森 本 純
同	山 崎 道 雄
同	藤 野 陸 子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 原判決別紙登記目録記載1及び2の各「譲渡人」の「本店等」中「福島区」とあるのをいずれも「都島区」と更正する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中被控訴人の否認登記手続請求に係る部分を取り消す。
- 2 上記の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要

1 本件は、破産者株式会社クラヴィス（以下「破産会社」という。）の破産管財人である被控訴人が、控訴人の破産会社に対する債権を担保するために破産会社が顧客に対して有していた原判決別紙債権目録記載の債権（貸金債権）について債権譲渡担保（以下「本件債権譲渡担保」という。）を設定した行為は、破産会社が支払不能になった後にされたものであり、控訴人もその当時において破産会社が支払不能であったことを知っていたなどと主張して、破産法162条1項1号に基づく否認権を行使し、控訴人に対し、本件債権譲渡担保に係る原判決別紙登記目録記載1及び2（ただし、同目録記載1及び2の各「譲渡人」の「本店等」中の「福島区」をいずれも「都島区」に改める。以下同じ。）の債権譲渡登記原因の破産法による否認登記手続を求めた事案である。

2 原審は、被控訴人の否認登記手続に係る請求を認容したため、控訴人は、これを不服として控訴した。

なお、本判決は、当庁平成25年(ネ)第2799号事件のうち被控訴人の否認登記手続請求に係る部分のみにつき判決をするものである。

また、控訴人の代表者代表取締役及び訴訟代理人は、当審の口頭弁論終結時の者を表示するが、控訴人は、口頭弁論終結後である平成25年12月26日、破産手続開始の決定を受けたため、控訴人と代表者代表取締役五十嵐信並びに控訴人訴訟代理人嶋田雅弘及び同鈴木良との委任関係は終了し、同日選任された控訴人の破産管財人服部敬及び同土岐敦司は、本件訴訟手続を受継していない。

3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記4に当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中第2の1ないし3（原判決2頁14行目から12頁14行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決3頁21行目の「5210円」を「5209円」に改める。

- (2) 同3頁末行の「(被担保債権の範囲について争いがある。)」を削除する。
- (3) 同4頁10行目の「本件」を「原審」, 11行目の「本件弁済」を「破産会社の控訴人に対する原判決別表2-1及び2-2のとおりの本件求償債務及び本件貸金債務についての弁済(以下「本件弁済」という。)」にそれぞれ改める。
- (4) 同4頁14行目及び19行目の「の時点で」をいずれも「以降,」に改める。
- (5) 同5頁12行目の「時点」を「以降」に改める。
- (6) 同5頁24行目の「被告会社」を「控訴人」に改める。
- (7) 同6頁25行目の「原告の指摘する」を削除し, 同行目の「時点で」を「以降,」に改める。
- (8) 同7頁22行目の「被告会社」を「控訴人」に改める。
- (9) 同12頁3行目の「本件被担保債権」を「本件債権譲渡担保の被担保債権」に改める。

#### 4 当審における控訴人の主張

##### (1) 争点(1)について

次のとおり, 破産会社は, 平成21年6月以降, 平成22年8月27日の時点においても, 支払不能であったとはいえない。

ア 破産会社が平成21年6月30日の時点で顧客から合計32億3177万4518円(破産会社の基準により引き直した合計額23億9140万9748円)の過払金返還請求を受けていたとしても, 過払金返還債務の存否を判断する上では, 種々の論点についての法的な判断を要するものであるから, 上記請求を受けていたことをもって, 「破産会社が平成21年6月30日の時点で, 少なくとも23億9140万9748円の弁済期の到来した確定的な過払金返還債務を負担していた」と認めることは許されない。

イ 平成21年6月時点において、破産会社には48億0908万2291円の簿内資産が存在していた(甲22の1)。

また、破産会社では、平成21年6月から平成24年6月までの間に、簿外債権だけでも27億8301万9000円、通常債権を加えると45億4632万7000円を回収した。

ウ 平成21年10月から平成24年6月までの間、破産会社では、請求額97億7580万5753円の過払金債務合計1万5644件につき、和解金額を7億6694万8061円とする和解が成立している(甲18)。平成21年6月30日時点で破産会社において、合計32億3177万4518円(破産会社の基準により引き直した合計額23億9140万9748円)の過払金返還債務があったとしても、その内の相当部分は上記和解の対象に含まれていると解される。

(2) 争点(3)について

ア 控訴人の破産会社に対する貸金に係る本件貸金債務に関しては、否認権行使前の平成24年3月の時点で、控訴人から株式会社クレジットソリューションに対し、当該貸金債権の譲渡が実行されている。

したがって、否認権行使時における本件債権譲渡担保の被担保債務は、同担保設定後に発生した本件求償債務のみである。

イ 控訴人は、本件債権譲渡担保設定時に存在した本件貸金債務が本件債権譲渡担保の被担保債務に含まれること自体は積極的には争わない。

しかし、同時交換的行為の例外(破産法162条1項柱書)に係る法令解釈につき、担保権設定時において当該担保権に係る被担保債務に既存債務が含まれていたとしても、当該担保権がいわゆる根担保であり、現在及び将来において生じる債務を被担保債務とするものである場合においては、少なくとも否認権行使時までに担保権設定時において存在した既存債務が消滅し、否認権行使時における被担保債務としては担保権設定後に生じた

新規債務のみであるときは、当該担保権設定行為は同時交換的行為の例外に該当し、否認の対象とならないと解する。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の否認登記手続に係る請求は理由があると判断する。

その理由は、次のとおり補正し、後記2に当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中第3の1ないし4（原判決12頁16行目から29頁17行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決12頁20行目の「, 35, 37」を削除する。
- (2) 同14頁19行目の「8000円」を「7000円」に改める。
- (3) 同15頁4行目の「減少していた。」を「減少していた」に改める。
- (4) 同15頁10行目の「の1ないし3」を削除する。
- (5) 同15頁14行目の「同時点以降、」の次に「概ね」を加える。
- (6) 同15頁18行目の「キャピタル」を削除する。
- (7) 同20頁18行目の「第35期」から19行目の「(平成24年度)」までを「第34期(平成20年度)から第37期(平成23年度)」に改める。
- (8) 同21頁24行目の「30日」を「29日」に改める。
- (9) 同22頁2行目の「あったこと」の次に「(甲35)」を加える。
- (10) 同23頁16行目の「24年」を「23年」に改める。
- (11) 同26頁6行目の「相当である」の次に「(この点、控訴人も、本件債権譲渡担保設定時に存在した本件貸金債務が本件債権譲渡担保の被担保債務に含まれることを積極的には争わない旨を明らかにしている(控訴理由書16頁)。)」を加える。
- (12) 同26頁7行目から27頁13行目までを削除する。
- (13) 同27頁15行目の「本件債権譲渡担保」から16行目の「前提に、」までを削除し、17行目から18行目にかけての「弁済により、」の次に「本

件貸金債務については、平成24年3月の時点で控訴人から株式会社クレジットソリューションに対し、これに係る当該貸金債権の譲渡が実行されたことにより、それぞれ」を加える。

- (14) 同27頁25行目から28頁7行目までを削除する。
- (15) 同28頁8行目の「また」を「しかし」に改める。
- (16) 同28頁12行目から13行目にかけての「この点においても被告の主張」を「控訴人の上記主張」に改める。
- (17) 同29頁10行目の「本件弁済及び」、同行目の「いずれも」及び13行目の「本件弁済」から16行目の「並びに」までをいずれも削除する。

## 2 当審における控訴人の主張に対する判断

### (1) 争点(1)について

ア 控訴人は、前記第2の4(1)アのとおり、「破産会社が平成21年6月30日の時点で顧客から合計32億3177万4518円（破産会社の基準により引き直した合計額23億9140万9748円）の過払金返還請求を受けていたとしても、これをもって、『破産会社が平成21年6月30日の時点で、少なくとも23億9140万9748円の弁済期の到来した確定的な過払金返還債務を負担していた』と認めることは許されない。」などと主張する。

しかし、証拠（甲21）及び弁論の全趣旨によれば、破産会社においては、社内管理上、過払金債権者（顧客）からの過払金返還請求があった場合に、破産会社が管理していた取引履歴を前提に、破産会社が予め定めた方法により、利息制限法所定の制限利率に引き直した計算をし、破産会社にとってより有利な過払金残額を算出して、それをアクセスというデータベースで管理していたものであり、これによると、平成21年6月30日の時点で顧客から請求を受けていた過払金につき、破産会社にとってより有利な方法で算出された過払金残額が23億9140万9748円であっ

たことが認められる。

そうすると、平成21年6月30日の時点で、破産会社が顧客から既に請求を受け、したがって、弁済期にあった過払金返還債務は、上記額以上であったことが強く推認され、これを覆すに足りる証拠はない。

よって、「破産会社が平成21年6月30日の時点で、少なくとも23億9140万9748円の弁済期の到来した確定的な過払金返還債務を負担していた」と認めるのが相当である。

イ また、控訴人は、前記第2の4(1)イ、ウのとおり、「平成21年6月時点において、破産会社には48億0908万2291円の簿内資産が存在していた(甲22の1)。「破産会社では、平成21年6月から平成24年6月までの間に、簿外債権のほか、通常債権を加えると45億4632万7000円を回収した。」「平成21年10月から平成24年6月までの間、破産会社では、請求額97億7580万5753円の過払金債務合計1万5644件につき、和解金額を7億6694万8061円とする和解が成立している(甲18)。」などと主張する。

しかし、破産会社の簿内資産のうち、大きい割合を占めていた不動産や簿内債権の資産価値や換価性が乏しかったことは、既に原判決を引用して説示したとおりである。そして、証拠(甲30)によれば、平成21年4月から平成23年3月までの間の簿内債権及び簿外債権の回収額を合計したキャッシュインの月額をみても、2億円を超えた月は2回しかなく、9300万円余りから2億2000万円弱の範囲内で推移していたことが認められる。他方で、証拠(甲32)及び弁論の全趣旨によれば、破産会社の出向社員が、平成21年8月から平成24年7月頃までにかけて、債権執行、動産執行等が申し立てられた案件(ただし、全ての案件を網羅しているものではない。)を管理するために作成していたエクセルファイル上のデータによると、執行額や債権総額が把握されている案件に限ってみて

も、債務名義のある過払金返還債権が52億2000万円弱（破産会社の引き直し計算によるもの）であったのに対し、執行（回収）された金額は2億1000万円強にとどまっていたことが認められる。また、証拠（甲21・資料1）及び弁論の全趣旨によれば、破産会社の過払金返還債務（未和解案件）については、前記判示のとおり、平成21年6月当時の破産会社の引直し計算額が23億9000万円余り（請求額32億3000万円余り）であったものが、以後概ね増加していき、平成23年4月の時点で破産会社の引直し計算額が55億円余り（請求額75億2000万円余り）となり、その後、平成24年6月まで、その水準がほぼ維持されていることが認められる。

さらに、控訴人の和解の成立（甲18）に係る上記主張は、請求額に対する和解金額（回収額）が約7.85パーセントにとどまっていたことを示しており、証拠（甲18）によると、平成21年10月から平成24年6月までの間の「訴訟（判決後）和解+（判決後未和解）本人直接返還」の場合の返還率すら12.65パーセントにとどまっていたことが認められることも併せると、上記主張に係る事実、むしろ平成21年10月以降においても、破産会社において支払不能の状況にあったことを裏付けるものといえることができる。

以上を踏まえると、控訴人が主張するような簿内資産があったことを踏まえても、これには資産価値、換価性の乏しいものが多く含まれていたものといわざるを得ず、既に原判決を引用して判示した事実も併せると、破産会社においては、平成21年6月30日以降、債務名義が成立している過払金返還債務すら一般的、継続的に支払うことが困難な状況が続いていたものであって、前記判示のとおり、同日のみならず、同年7月以降も、平成24年7月の破産申立てに至るまで、継続して支払不能の状態にあったものと認めるのが相当であり、他にこれを覆すに足りる主張立証はない。



(2) 争点(3)について

控訴人は、前記第2の4(2)のとおり、「否認権行使時における本件債権譲渡担保の被担保債務は、同担保設定後に発生した本件求償債務のみであり、かかる場合には、当該担保権設定行為は同時交換的行為の例外に該当し、否認の対象とならないと解する。」などと主張する。

しかし、破産法162条1項1号は、債務者が支払不能に陥った後の債権者間の平等を害する担保供与行為に対する否認を認めたものであるから、当該担保設定行為時において一般債権者の地位にあったかどうかが問題とされるべきであって、当該担保供与行為後の既存債務の消滅が否認対象行為の性質を事後的に変容させるものとみるのは相当でない。控訴人の主張に従えば、一旦既存債務について根担保を設定した後に、新規の貸付けを行って、これを既存債務の弁済に充てさせれば、当該貸金債務は根担保設定後の新たな債務であるとして、当該根担保設定行為は否認対象行為から除外されることになり不合理である。

しかも、本件では、本件債権譲渡担保の設定行為以降に破産会社が負った債務であるとして控訴人が主張する被担保債務は、前記判示のとおり、本件債権譲渡担保の基準日である平成22年8月31日より1年以上前である平成21年3月31日に、控訴人が、破産会社及びプロミスの間で合意した内容に基づいて、過払金返還債務につき破産会社と連帯して負担した債務として履行し、又は過払金返還債務を立て替えた結果得た求償権に係るものである。すなわち、控訴人が主張する当該被担保債務は、本件債権譲渡担保の設定行為以前の契約（合意）に起因する債務であって、本件債権譲渡担保が設定されなくとも確実に発生することが把握されていた債務であるといえるから、担保設定との密着性は乏しい。

このように、否認権行使時点に残存していた被担保債務に限ってみても、これが担保設定と引き換えにされた緊急融資・救済融資に係るものであるな

どということとはできず、同時交換的行為を例外的に否認の対象外とした破産法の趣旨を踏まえても、本件債権譲渡担保の設定行為を否認対象行為から除外すべきものと解することはできない。

### 3 結論

以上の次第で、被控訴人の否認登記手続に係る請求は理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、なお、原判決別紙登記目録記載1及び2の各「譲渡人」の「本店等」につき明白な誤りがあることが明らかであるから、民訴法257条1項により主文2項のとおり更正することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官 林 圭 介

裁判官 河 田 充 規

裁判官 秋 本 昌 彦